

<p>諮問事項</p>

千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について

○ 変更の内容

変更する項目	現 行	改正案
六価クロム化合物	0.5 mg/L	0.2 mg/L

○ 施行の時期 令和6年4月1日（予定）

1 趣旨

- 県は、特定施設（水質汚濁防止法の対象以外）からの排水に係る排水基準を県環境保全条例施行規則別表第二で定めており、排水基準値は国の「排水基準を定める省令」に規定される値に準じている。
- 国の中央環境審議会が、令和5年6月に六価クロム化合物に係る排水基準を見直すことが適当であるとの答申を出したことに伴い、県環境保全条例施行規則別表第二の該当部分について、国と同一の内容へ改正する。

【 国の排水基準の変更概要 】

- ・ 「六価クロム化合物」の排水基準値が、従前の 0.5 mg/L から 0.2 mg/L に変更。

有害物質の種類	排水基準	
	旧	新
六価クロム化合物	0.5 mg/L	0.2 mg/L

【 環境基準 】

- ・ 六価クロム化合物の環境基準は、令和4年4月1日に 0.05 mg/L → 0.02 mg/L と見直されました。

2 県内の環境保全条例対象施設の状況

県内の条例対象施設の届出状況は、以下とおりとなっている。

(令和5年3月末現在)

施設の種類		県	市川市	松戸市	市原市	計	
一	油かんその他のあきかん再生業の用に供する洗浄施設	0	0	0	0	0	
二	ばい煙又は粉じんの湿式処理施設	1	0	0	0	1	
三	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	牛房施設 (100 m ² 以上)	297	0	0	11	308
		馬房施設 (100 m ² 以上)	2	0	0	0	2
		鶏舎 (1000羽以上)	199	0	1	4	204
		計	498	0	1	15	514
四	特定厨房施設	45	0	0	0	45	
	特定厨房施設の排水処理施設	0	0	0	0	0	
	計	45	0	0	0	45	
合計		544	0	1	15	560	

なお、現在、「六価クロム化合物」を取り扱っている条例に係る特定施設はない。

3 公共用水域での検出状況

「六価クロム化合物」については、これまでに公共用水域での環境基準超過地点はない。

4 施行期日等

施行期日は、令和6年4月1日を予定している。

5 経過措置

経過措置として、県環境保全条例施行規則の施行の際、現に設置されている特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する特定事業場については、施行の日から6月間改正前の排水基準を適用することを予定している。